



鳥取県公報

平成 28 年 11 月 1 日 (火)
号外第 99 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (53) (業務効率推進課) 3
-------	--

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県中部地震により住宅に被害を受けた者の支援を円滑かつ早期に進めるための体制を整備する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

生活環境部に鳥取県中部地震住宅支援本部を新設し、鳥取県中部地震における住宅被災者に対して市町が実施する施策の支援に関する事務を所掌させる。

(2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職に支援幹を加える。

(3) 施行期日は、平成28年11月 1 日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県行政組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">生活環境部</td> <td style="text-align: center;">くらしの安心局 <u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u></td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">生活環境部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">くらしの安心局</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">景観・ 建築指 導室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住まいま ちづくり 課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">環境立県推進課～くらしの安心局住まいまちづくり課 略</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>鳥取県中部地震における住宅被災者に対して市町が実施する施策の支援に関すること。</u></p>	略		生活環境部	くらしの安心局 <u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u>	略		略				生活環境部	略			くらしの安心局	略	景観・ 建築指 導室	住まいま ちづくり 課	<u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u>				略				<p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">生活環境部</td> <td style="text-align: center;">くらしの安心局</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">生活環境部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">くらしの安心局</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">景観・ 建築指 導室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住まいま ちづくり 課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳥取県中部地震住宅支援本部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">環境立県推進課～くらしの安心局住まいまちづくり課 略</p>	略		生活環境部	くらしの安心局	略		略				生活環境部	略			くらしの安心局	略	景観・ 建築指 導室	住まいま ちづくり 課	鳥取県中部地震住宅支援本部				略			
略																																																					
生活環境部	くらしの安心局 <u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u>																																																				
略																																																					
略																																																					
生活環境部	略																																																				
	くらしの安心局	略	景観・ 建築指 導室																																																		
		住まいま ちづくり 課																																																			
<u>鳥取県中部地震住宅支援本部</u>																																																					
略																																																					
略																																																					
生活環境部	くらしの安心局																																																				
略																																																					
略																																																					
生活環境部	略																																																				
	くらしの安心局	略	景観・ 建築指 導室																																																		
		住まいま ちづくり 課																																																			
鳥取県中部地震住宅支援本部																																																					
略																																																					

<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 部局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局に理事監、参事監、企画調整幹、<u>支援幹</u>及び参事を置くことができる。</p> <p>11～17 略</p>	<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 部局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局に理事監、参事監、企画調整幹及び参事を置くことができる。</p> <p>11～17 略</p>
--	---

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソー</p>

門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成28年11月 1 日から施行する。